

【パネル3 12月7日 10:00-11:55 A会場 511教室】

## ムスリム少数派国におけるハラール認証制度の展開

中国、台湾、タイ、日本の事例研究

大形 里美

(九州国際大学)

世界のムスリム（イスラム教徒）たちの食に対する意識は、過去20年で大きく変化し、食の戒律である「ハラール性」に対する関心は一層高まっている。日本国内においても、ムスリムが外食先に困る状況が生まれ、ハラール対応の普及は社会的課題となっている。しかし、従来の国や地方自治体による支援策は十分な成果を上げておらず、その背景には、海外の厳格なハラール基準を国内にも適用すべきとする固定観念が産業界に浸透し、現実的なハラール対応の普及を妨げている点がある。

本研究は、こうした状況を踏まえ、東・東南アジアのムスリム少数派諸国において、国際的ハラール基準がどのように導入され、ハラール制度や産業界、消費者意識にどのような影響を与えているかを明らかにすることを目的とする。具体的には、中国、台湾、タイ、日本の四か国・地域におけるハラール導入プロセスや制度の発展、産業界や消費者の反応を比較し、地域ごとの特性と共通点を明らかにする。

イスラム法は、時代や地域に応じた柔軟性を持ち、地域的・文化的多様性を認めてきた。世界的には複数のハラール認証基準が存在してきたが、近年では国際的な統一基準を整備する動きが進んでおり、特にイスラム諸国の標準化機関である SMIC (Standards and Metrology Institute for Islamic Countries) が中心となり、加盟国間で共通のハラール基準を策定する取り組みも進められている。国際的な統一基準づくりにおいても、東南アジアの厳格な基準が影響力を増しており、こうした基準の整備は、現時点では日本などには直接的な影響は及んでいないものの、ムスリム少数派諸国のハラール制度や産業界に今後影響を与える可能性がある。

日本は東南アジア諸国との経済的結びつきが深く、厳格化するハラール基準の影響を直接受けてきた。その結果、国内向けの柔軟なハラール対応が理解されにくくなり、ローカル基準の信頼喪失の危機に直面している。また、商業主義的側面や厳しすぎる基準への批判も国内で存在し、ハラール普及の障壁となっている。

本研究は、東・東南アジア地域のムスリム少数派諸国に焦点を当て、イスラム学、地域研究、文化人類学、社会学、政治社会学の学際的視点から、国際的ハラール基準導入の影響と消費者意識の変化を共時的・通時的に分析する。中国、台湾、タイ、日本の四か国・地域での比較分析を通じて、ハラール制度の導入経緯、産業界の対応、消費者の食生活の実態を明らかにし、各国・地域の差異や地域特性を検討する。

最終的に、本研究は日本における柔軟なハラール対応への理解困難やローカル基準の信頼喪失の現象が、日本だけの問題か他の少数派諸国にも共通するのかを検討する基礎的分析を行うことを目的とする。

【パネル3 12月7日 10:00-11:55 A会場 511教室】  
中国国内におけるハラール認証制度の栄枯盛衰  
習近平体制下の国内情勢をふまえて

澤井 充生  
(東京都立大学)

中国共産党は1949年の建国以来、ムスリム少数民族の習俗に対する文化的配慮を民族政策のなかに積極的に組み込んできた。もっとも反右派闘争(1957)、宗教制度民主改革(1958)、文化大革命(1966~1976)などの一連の政治運動が中国国内に混乱をまねいたが、ハラール食品の生産・消費が廃止されることはなかった。改革開放政策の導入以降は、ムスリム少数民族の食事問題の解決に関わる通知(1978年)、牛・羊の屠畜加工問題や畜産業奨励に関する通知(1980年)、民族区域自治法の制定(1984年)など、ムスリム少数民族の権利保障に関わる条例や辦法が中国各地において公布された。

中国国内のハラール認証制度に関連するものとしては、1980年代後半以降、ハラール食品にかかわる規定が制定され、中国独自のハラール認証制度が具体的に整備されるようになった。中央・地方政府の行政機関(民族事務委員会)および民間の宗教団体(イスラーム教協会)がハラール食品の製造・販売に対する監督業務に従事することが取り決められた。具体的な方法としては、行政機関および宗教団体がハラール商品(主に食品)を製造・販売する企業や個人経営者に対して審査を実施し、「清真牌証」という証明書を発行する。中国国内で製造されるハラール商品には精肉にかぎらず、乳製品、調味料、飲料、茶葉、石鹼、香などに様々な商品が含まれ、国営企業・私営企業や個人経営者が「清真牌証」を申請し、認可されてきた。

しかしながら、2017年、行政機関および宗教団体がハラール監督業務の対象商品を大幅に制限し、原則、輸出用肉製品以外の商品に対しては「清真牌証」を発行しないことを決めた。内モンゴル自治区の伊利実業集団は全国的に有名なハラール乳製品を製造・販売する一大企業であるが、2017年、行政機関および宗教団体が同社の商品に対するハラール監督業務の中止を通告し、中国イスラーム界隈に激震が走った。

また、ちょうど同じ時期、中国各地ではムスリム少数民族の飲食店の看板や伝統家屋の門柱・壁などに取り付けられるイスラームの定型句(アラビア文字)が抹消されるようになった。現在、ハラール飲食店の場合、「清真」という漢字表記の使用しか認められていない。このような行政当局の措置は、実は、2016年に習近平によって提唱された「宗教中国化」という新しい政策と密接に関係している。そのほか、中国国内では2016年頃から一部の極左勢力がイスラモフォビアを拡散し、ハラール認証制度に対する非難を強めていることも中国国内におけるハラール監督業務のありかたに深い影を落としている可能性が考えられる。本発表では、中国国内におけるハラール認証制度が習近平体制下の政策方針によって一方的に軌道修正されたことの意味について検討する。

【パネル3 12月7日 10:00-11:55 A会場 511教室】

## 台湾におけるハラール認証制度の展開と適応

砂井 紫里

(千葉工業大学)

台湾におけるハラール認証制度は、1990年代以降、海外輸出への対応から国内事情、そして海外のハラール認証動向と連動しながら段階的に多元化してきた。本報告では、この過程がマレーシア、中国といった海外のハラール認証事情や二国間関係と密接に連動しながら形成されてきた動態を提示し、制度化と台湾の「弾性（柔軟性）」ある実践との両立を考察する。

現代のハラール認証制度につながる萌芽は1990年代、モスクが海外輸出業者の個別要請に応じ「ムスリムフード」のラベルを発行した時期に遡る。制度化への転換は2000年代半ばであり、この時期、一部のモスクはマレーシア等の海外認証機関から「相互認証」を受ける、国際的な認証団体連合に加盟するなど、東南アジア諸国等との連携を深めた。

2010年代に入ると、認証体制の集約化を経て多元化が進行する。2011年の台湾ハラール産業推广協会（THIDA）設立によって製品認証はTHIDAが、外国人観光客誘致の一環である国内ホスピタリティ産業向けのサービス認証を中国回教協会（CMA）が分担することになった。製品認証の集約化は、当時マレーシア国内でのハラール認証一元化の志向と、それに伴うマレーシアの認証団体からの通達とつながる。

2017年には、經濟部国際貿易局が委託した半官半民の台湾ハラール・センター（THC）が設立され、ハラール認証に関する情報集約とプロモーションの役割を担う。THCの設立は、東南アジア等との経済・文化交流を重視する国家戦略「新南向政策」と密接に連動しており、同時期にハラール認証業務が大幅に縮小された中国での動向と対照をなしている。この時期には、THIDAやCMAに加え、海外認証機関の出先機関や国内・国外のムスリム団体、個人の連携による国内向けの認証も増え、アクターが多様化した。

しかし、その実践においては、台湾特有の「弾性（柔軟性）」を確保している。この「弾性」とは、ハラールとしての譲れない部分を確保しつつ、台湾の文化背景や現状に照らし、事業者が注意すべき点を明示し、実現可能性を追求する提案型のアプローチを意味する。それは、情報公開と、ムスリムと非ムスリムの協働における「誠実互信の原則」を通して担保されており、海外の認証動向への適応とローカルな実践の継続という両立を可能にしている。政府・行政の関与は、一貫して情報の集約と提供を通じた産業振興に限定されており、管理を目的としない姿勢が維持されている。事業者の側では、ハラール認証証書やロゴは、国際的・国内の他の食品認証と並列に掲示され、多様な認証の一つとして位置づけられる一方で、一部の生産者には複雑な手続きというイメージへの戸惑いが見られる。また、台湾では制度導入以前から続くムスリムと非ムスリムの個人間の信頼関係に基づいたムスリム向け食肉販売の協働事例があり、形式的な認証制度と並行して、個人間関係とコミュニケーションをベースとしたサービスと消費がある。

【パネル3 12月7日 10:00-11:55 A会場 511教室】

## タイにおけるハラール基準の発展と「スピリチュアル・セーフティー」

西 直美

(同志社大学・一神教学際研究センター)

タイはムスリム人口が全体のおよそ5%にすぎないムスリム少数派国であるが、独自のハラール認証制度を確立し、世界有数のハラール製品輸出国として存在感を発揮している。タイにおいてイスラームに関わる事柄は、基本的にムスリムの自治に委ねられており、ハラール認証を担う中央イスラーム委員会（CICOT）は、国家と宗教共同体の接点として機能してきた。2002年のタクシン政権による輸出振興政策「Thailand as Kitchen of the World」を追い風に、チュラーロンコーン大学のハラールサイエンスセンターが科学的検査を基盤とした認証基準 HAL-Q を構築し、宗教的権威と科学的合理性を結びつける新しい枠組みを形成した。ハラールサイエンスセンターを率いるウィナイ・ダハランが2004年に提唱した概念が「スピリチュアル・セーフティー」である。

国家とイスラーム組織の協働による制度化は、ハラールを宗教的信頼のみならず品質と安全性の象徴として位置づけ直した点で注目される。タイ国内ではハラール認証を取得する企業の9割以上が非ムスリム企業であるという実態もあり、非ムスリムのとりわけ大手企業に対してより厳格な基準の適用を求めるムスリム消費者の声も聞かれる。また海外の認証機関から承認を受けるプロセスを通じて、ムスリム多数派国に有利な状況が生み出されているのはタイも日本と同様である。しかし国内における制度化の進展や厳格な輸出基準の要請が必ずしもムスリムの生活実践を一様に変化させた訳ではなく、「スピリチュアル・セーフティー」をめぐるムスリム消費者の多様な実践が観察される。

本研究で2024年に実施したアンケート調査では、商品を購入する際にハラールロゴを必ず確認するとしたムスリムが93パーセントを占め、認証マークの確認は一般化していた。2021年以降断続的に行ってきたインタビュー調査では、ムスリム多数派地域で認証マークの有無をあまり意識しない一方で、混住地域や都市部ではハラールロゴを確認する行為が日常化していることがわかった。また、YouTubeチャンネルなどの若年層メディアが独自のステッカーを配布し、公的な認証に代わる信頼の基準を提示している事例もみられ、ハラールをめぐる信頼の形成は制度外にも広がっている。

行政制度・科学技術・宗教的権威という三つの要素が絡み合うタイの事例からは、「制度としてのハラール」と「経験としてのハラール」が交錯しながら、再編されている様子を観察することができる。タイのハラール産業政策は、ムスリム少数派国としての自意識と宗教的自治の要求を融合させながら推進されてきたが、その一方で、ハラール性の判断は依然として個人の信仰や社会関係に深く根ざしている。制度と実践の間に生じるこの動的関係を通してムスリム少数派社会における宗教実践が変容するとともに、その背後にあるハラールをめぐる主権は、グローバルなハラール基準の標準化のダイナミズムにも影響を受けながら再構成されている。

【パネル3 12月7日 10:00-11:55 A会場 511教室】

## 日本におけるハラール対応の現状と課題

### ムスリム少数派国における国際基準の影響

大形 里美

(九州国際大学)

日本国内においては、滞日ムスリム、インバウンドのムスリム観光客向けに、ハラール対応の普及が社会的課題となっている。日本政府は2010年代半ばから、ハラール対応を積極的に進める政策を展開してきたが、その成果は限定的である。その主な要因として、ムスリム多数派国のハラール基準の厳格さが挙げられる。ますます厳格化する基準によって、原料調達が川上から極度に制限されている。また国内向けサービスについても、輸出向け製品に適用する厳格な基準を適用すべきとする産業界やムスリム消費者の誤解も存在する。

さらに、アルコール成分を含む日本の伝統的発酵調味料もハラール対応を困難にしている。アルコールに関する基準は2000年代初め以降、大きく変化し、工業用エタノールの使用が一定条件下に認められるようになったが、その情報は産業界、消費者に十分に伝えられておらず、「すべてのアルコールはハラム」とする古い見解が残っている。

その結果、醸造酢や砂糖、塩、植物油までハラールではないとする情報や、ハラール認証商品の安心感を過剰に強調する情報が研究者やコンサルタントから発信されることがある。

また、国内製造のハラール認証品は認証費用がかかり高額になる他、特別な流通ルートを通す必要があるとする見解もあり、通常のスーパーにはほとんど流通していない。国内向けサービスについて認証を出す際には、国際的に承認された団体も含めメニューに使用する調味料に関しては、製造過程を問わず原料ベースで認証を出している。また、海外の認証機関の厳格な基準とは別に、より現実的な基準で無料または低費用で認証を発行する動きも現れているが、非ムスリムの研究者から「100%ハラールとは言えない」といった批判もある。これは、国内向けと輸出向けの基準が異なっているにもかかわらず、ベーシックな要件を満たせばハラールとみなせるという理解が十分に浸透していないことに起因する。これにより、一般的な飲食店がハラール対応を行うことは難しく、諦めざるを得ない状況が生まれている。さらに、認証取得費用の高さには、海外の認証機関から承認を受けるため、国内の認証機関が多額の費用を課される構造も関係している。また、マレーシアとインドネシアの間では、両国製造のハラール製品は相互承認されるが、第三国がいずれかの認証を取得してももう一方の国へ輸出できないなど、不公正な側面も指摘される。

こうした状況を改善するには、ムスリム多数派国が少数派国の現状を理解し、現実的な基準策定と国際的な承認が必要である。また地域の文化や食習慣に配慮した基準を策定することが必要である。例えば、日本人ムスリムの多くはハナフィー学派の見解に基づき、酒やみりんを使用した料理をハラールとして食べてきた。「みりん」については、インドネシアの近代派イスラム組織ムハマディヤーが2025年10月、日本国内での使用をハラールと認めるファトワを発行した。しかし、このように国内限定の判断による効果は限定的であり、グローバル化する時代に対応する国際的かつ柔軟なハラール基準の整備が求められる。